

川西市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県地域創生戦略及び第3次川西市総合戦略に基づき、川西市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、兵庫県と協働して行う「ひょうごで働こう！UJIターン広報・就職促進事業」において、東京圏から本市へ移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、移住支援金を予算の範囲内で交付するに当たり、兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び企業支援事業実施要領（令和元年4月1日実施。以下「県要領」という。）及び川西市補助金等交付規則（平成16年川西市規則第40号）その他法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
- (3) 転入 他の市区町村から川西市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき転入の届出をすることをいう。
- (4) テレワーク 情報通信技術を利用した場所にとらわれない働き方をいう。
- (5) 関係人口 特定の地域に継続的に多様な形で関わる者をいう

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、以下の表中移住等に関する要件の項、要件の欄に規定する要件のすべてに該当し、かつ就職、テレワーク又は起業に関する要件の項に規定する要件の種別に応じ、これに対応する同表の要件の欄に規定する要件のすべてに該当する者とする。

	要件の種別	要件
移住等に関する要件	移住元に関する要件	(1) 転入する日前10年間のうち通算5年以上、東京23区内に在住していること又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内へ通勤していたこと。 (2) 転入する直前まで連続して1年以上、東京23区内に在住していること又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内へ通勤していたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、転入する3ヶ月前まで

		を当該1年の起算とすることができる。 (3) 東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しながら東京23区内の大学等の高等教育機関に通学し、同区内の企業等へ就職した者は、その者の当該通学期間（修業年度が上限。ただし、高等専門学校は2年を上限）を前2号の通勤期間に算入することができる。
	移住先に関する要件	(1) 令和6年4月1日以降に本市へ転入したこと。 (2) 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。 (3) 移住支援金の申請日から5年以上、本市に継続して居住する意思を有していること。
	その他の要件	(1) 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 (2) 日本人であること又は外国人のうち永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。 (3) 過去10年以内に交付対象者を世帯主又は世帯員とした移住支援金を当該交付対象者又はその親族が受給していないこと（当該移住支援金を全額返還した場合及び当該支援金の受給時に当該交付対象者が18歳未満の世帯員だった場合であって、受給時から5年以上経過し、当該交付対象者が18歳以上となり、兵庫県及び川西市が認める場合を除く。）。 (4) 市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
就職、テレワーク、関係人口又は起業に関する	一般の場合	(1) 勤務地が兵庫県内に所在すること。 (2) 就業先が、県要領に基づき兵庫県が運営するマッチングサイト（以下「マッチングサイト」という。）において支援金対象法人として搭載され、同法人が掲載している求人に応募し、採用された者であること。 (3) 前号の求人への応募日が、マッチングサイトに支援金の対象の求人として掲載された日以降であること。 (4) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。 (5) 当該法人に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 (6) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

専門人材（内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者）の場合	(1) 勤務地が兵庫県内に所在すること。 (2) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して 3 か月以上在職していること。 (3) 当該就業先において、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。 (4) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 (5) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
テレワークの場合	(1) 所属先企業等からの命令によらず、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。 (2) 移住先で原則として通勤せず、テレワークにより週 20 時間以上勤務すること。 (3) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供がされていないこと。
関係人口の場合	(1) 川西市に居住経験があること又は川西市にふるさと納税をした経験があること。 (2) 市内の農林水産業に就業すること。
起業の場合	県要領に従い実施する起業支援事業に係る起業助成金の交付決定を 1 年以内に受けていること。

2 交付対象者のうち、世帯向けの交付申請を行おうとする者（以下この項において「申請者」という。）は、前項に加えて次の各号に掲げるすべてに該当するものとする。

- (1) 申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (2) 申請者を含む 2 人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (3) 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、令和 6 年 4 月 1 日以降に本市へ転入したこと。
- (4) 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後 1 年以内であること。
- (5) 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（交付金額）

第 4 条 支援金の金額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 交付対象者を含む 2 人以上の世帯 100 万円

(2) 前号に該当する世帯のうち、18歳未満の世帯員(申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満の者をいい、申請者の配偶者を除く。以下この号において同じ。)を帯同して移住する場合 当該18歳未満の世帯員1人につき30万円を前号の額に加算

(3) 交付対象者が単身 60万円

(交付の申請及び申請期間)

第5条 申請者は、川西市移住支援金交付申請書(様式第1号)、移住先の就業先の就業証明書(様式第2-1号又は様式第2-2号のいずれか)及び様式第1号に記載する第3条の要件に該当することを証する書面等を添えて、市長に提出するものとする。ただし、各年度の申請の受付期間は、4月1日から2月末日までとする。

(支援金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住交付金について交付することが適当と認めるときは、移住支援金の交付を決定し、川西市移住支援金交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知する。

2 前項の審査により移住支援金を交付することが適当でない場合又は予算上の事由等により支援金を交付しない旨の決定をしたときは、川西市移住支援金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知する。

(支援金の交付)

第7条 前条第1項の規定により、支援金の交付決定を受けたものは、川西市移住支援金交付請求書(様式第5号)により、市長に支援金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、速やかに支援金を交付するものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 申請者が支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、川西市移住支援金交付決定通知書再交付申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて再交付を決定し、川西市移住支援金交付決定通知書〔再交付〕(様式第7号)により、申請者に通知する。

(報告及び立入調査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告を求めること及び立入調査を求めることができる。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合は、当該各号の区分に応じ、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還 次のアからエまでのいずれかの要件に該当した場合

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 支援金の申請日から3年未満に川西市から転出した場合

ウ 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領に基づく起業支援事業の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

ア 支援金の申請日から3年以上5年以内に川西市から転出した場合

2 前項の規定にかかわらず、前項第1号イ及び第2号アに該当する場合であっても、県要領に基づき、支援金の交付事業を実施している市町（西宮市にあつては、北部地域（西宮市支所設置条例に規定する塩瀬支所及び山口支所の所管区域）に限る。）へ転出した場合は、返還すべき額の4分の3について返還を求めないものとする。

3 市長は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、その旨を川西市移住支援金交付決定取消通知書（様式第8号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第12条 市長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、既に支援金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前項の期限を延長することができる。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（失効規定）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その時までに交付の決定をした支援金については、この要綱は、その時以後も、なおその効力を有する。

付 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。